

一般社団法人 日本小児血液・がん学会
(旧 特定非営利活動法人 日本小児血液・がん学会)
第28回(平成28年度第1回)理事会議事録

日 時：平成28年4月6日(水) 10:30~14:30

場 所：広島大学東京オフィス

東京都港区芝浦3-3-6 キャンパス・イノベーションセンター 409号室

出席者：檜山英三(理事長)

堀部敬三(副理事長)

足立壯一、今泉益栄、大植孝治、大賀正一、小野 滋、上條岳彦、木下義晶、副島俊典、
田尻達郎、田中祐吉、堀 浩樹、真部 淳(以上理事)

仁尾正記(監事)

黒田達夫(第58回学術集会会長)

石井榮一(第59回学術集会会長)

細井 創(第60回学術集会会長)

天野功二、上別府圭子、西川 亮(以上オブザーバー)

欠席者：井上雅美、菊田 敦(以上理事)

小林正夫(監事)

議長：檜山理事長

冒頭に、本日の理事出席者数は16名中14名であり、定款施行細則第8条第3項に定める成立定足数を満たしているため、本理事会は成立することを確認し、以下の議案について逐次審議に入った。

I. 前回議事録(案)の確認

議長より、前回議事録(案)が示され、議場にその承認が求められたところ、全員異議なく承認された。

II. 審議事項

1. 新領域理事選任の件

議長より、2016年度新領域理事選挙結果が示され、信任された西川 亮先生(脳神経外科領域)、天野功二先生(上記以外の臨床系領域)、上別府圭子先生(看護・医療職・支援領域)の選任について、議場に承認が求められたところ、全員異議なく承認された。

2. 各委員会の委員長及び副委員長の選任に関する件

議長より、新たに選任された理事を含めて、各委員会の委員長及び副委員長の選任について、議場に意見が求められたところ、討議がなされ、以下のように体制を変更することとなった。

規約委員会 副委員長 上別府圭子 先生

利益相反委員会 委員長 天野功二 先生

学会賞等選考委員会 委員長 西川 亮 先生 副委員長 田中祐吉 先生

研究審査委員会 副委員長 西川 亮 先生

看護委員会 委員長 上別府圭子 先生 副委員長 天野功二 先生
さらに、上別府理事に看護委員会の委員の選定を依頼した。

3. 定時社員総会開催通知に関する件

議長より、定時社員総会の開催通知（案）が示され、議場にその承認が求められたところ、全員異議なく承認された。

4. 総会時の委員会開催に関する件

議長より、社員総会時の委員会開催予定表が示され、未だ予定表に空き時間があるため、開催予定の委員会がある場合は、検討するよう周知がなされた。

5. 2016年度の評議員会（社員総会）2回連続欠席の定義に関する件

木下評議員等資格審査委員長より、2016年度は社員総会が2回開催されるため、2回連続欠席の定義について、以下の対応（案）が示され、議場にその承認が求められたところ、全員異議なく承認された。

対応（案）：2016年度に関しては2回開催されるので、どちらかに出席すれば、出席とみなす。

また、委任状提出を出席とみなすかについて、議場にて討議がなされたところ、以下のように対応することとなった。

対応：委任状を提出しても、定款施行細則第3条（評議員の資格喪失）第2項の、社員総会欠席を補えるものではないこととする。ただし、関連規則と齟齬がないよう評議員等資格審査委員会及び規約委員会にて規則修正を検討することとなった。

6. 本年度学術集会発表演題の倫理審査状況確認に関する件

今泉倫理副委員長より、演題登録画面における倫理審査状況確認に関する設問について、設問（案）が示され、議場に意見が求められたところ、討議がなされ、以下の文言へと修正し、倫理委員会にて再検討することとなった。

設問：発表演題の倫理審査状況の確認

日本小児血液・がん学会では、ご発表の演題が、適応となる倫理審査に関する規範に基づいて承認を受けているか否か、について審査状況も含め現状の把握を行いたいと考えています。

本演題はIRB/倫理委員会または施設長の承認を得ていますか？

はい

不要

いいえ（いいえの場合、下記の該当項目を選択してください）

申請中である

申請予定である

審査不要である

また、本設問の回答状況の確認について、議場に意見が求められ、討議がなされたところ、査読者は確認できることとなった。

7. 疾患委員会内規（案）及び名称変更（案）の件

足立疾患委員長より、疾患委員会内規（案）及び委員会名を疾患専門委員会へ変更する（案）が示され、議場に意見が求められたところ、討議がなされ、以下の決定がなされた。

- ・疾患委員会内規（案）については、全員異議なく承認された。
- ・名称については、JCCGに疾患委員会という名称がすでにあることから、混同することを避けるため、小委員会と称することとなった。

8. 血小板委員会及び止血・血栓委員会委員の公募に関する件

足立疾患委員長より、疾患委員会小委員会委員の一覧が示された後、血小板委員会委員2名及び止血・血栓委員会委員2名を公募することについて、議場に承認が求められたところ、全員異議なく承認された。準備ができ次第、公募を開始することとする。

また、小委員会委員選任手続きについて、議場に意見が求められたところ、討議がなされ、小委員会委員長審査、学術・調査委員会審査を経た後に理事会審議にて選定することとなった。

なお、他の小委員会の公募及び体制については、検討事項となった。

9. 小児がん全国登録調査票に関する件

議長より、日本小児がん登録委員会より発行された小児がん全国登録調査票が示され、調査票内の『報告：年次報告は小児がん学会の機関紙「小児がん」に掲載されております。』の記載を削除し、今後、登録調査票の記載事項及び本会との連携を再検討するよう、日本小児がん登録委員会に連絡し、一旦関係を解消することが報告された。

10. 定款施行細則改正の件

副島規約委員長より、定款施行細則改正（案）が示され、議場にその承認が求められたところ、討議がなされ、以下のように修正することで承認された。

条項	改正前	改正後
（評議委員の選出） 第1条 2. 2） 領域別申請資格	<p>(6) 上記以外の臨床系領域（以下の①及び②、または①及び③、または①及び④を満たすこと）</p> <p>① 各領域の基盤学会の専門医もしくはそれと同等と認められる。</p> <p>② 学術研究実績がある（審査委員会審査）。</p> <p>③ 十分な臨床実績がある。</p> <p>④ 論文業績が原則的に所定の点数を満たす。</p>	<p>(6) 病理領域（以下の①及び②、または①及び③を満たすこと）</p> <p>① 病理専門医もしくはそれと同等と認められる。</p> <p>② 関連の学術研究実績がある（審査委員会審査）。</p> <p>③ 論文業績が原則的に所定の点数を満たす。</p>
（評議委員の選出） 第1条 2. 2） 領域別申請資格	<p>(7) 病理領域（以下の①及び②、または①及び③を満たすこと）</p> <p>① 病理専門医である。</p> <p>② 関連の学術研究実績がある（審査委員会審査）。</p> <p>③ 論文業績が原則的に所定の点数を満たす。</p>	<p>(7) 上記以外の臨床系領域（以下の①及び②、または①及び③、または①及び④を満たすこと）</p> <p>① 各領域の基盤学会の専門医もしくはそれと同等と認められる。</p> <p>② 学術研究実績がある（審査委員会審査）。</p> <p>③ 十分な臨床実績がある。</p> <p>④ 論文業績が原則的に所定の点数を満たす。</p>

<p>(評議員の選出) 第1条 2. 2) 領域別申請資格</p>	<p>(9) 看護・医療職・支援領域(以下の要件のいずれかを満たすこと) ① 各領域の専門認定資格がある。 ② 専門的学術研究実績がある(審査委員会審査)。</p>	<p>(9) 看護・医療職・支援領域(以下の要件のいずれかを満たすこと) ① 各領域の専門認定資格もしくはそれと同等と認められる。 ② 専門的学術研究実績がある(審査委員会審査)。</p>
<p>(評議員の選出) 第1条 6.</p>	<p>評議員の任期は選出された定時総会翌日から2年間2期までとする。2期をこえて再任を希望するものは、べつに定める期日までに指定の方法により申請を理事長宛てに提出するものとする。審査委員会は第2条にさだめる条件に基づき資格更新の可否を認定する。</p>	<p>評議員の任期は選出された定時社員総会日翌日から2年後の定時社員総会日までの2年間とする。2期をこえて再任を希望するものは、別に定める期日までに指定の方法により申請を理事長宛てに提出するものとする。審査委員会は第2条にさだめる条件に基づき資格更新の可否を認定する。</p>
<p>(評議員の資格喪失) 第3条 2)</p>	<p>正当な理由なしに2回続けて評議員会を欠席した場合。但し、正当な理由がある場合は資格審査委員会で審議する。</p>	<p>正当な理由なしに2年連続で社員総会を欠席した場合。社員総会の出席は1年のうち少なくとも定時または臨時のどちらかに出席した場合には当該年度の社員総会に出席したものとみなす。委任状の提出は出席と認めない。但し、正当な理由がある場合は資格審査委員会で審議する。</p>
<p>(評議員の資格喪失) 第3条 3)</p>	<p>3) 評議員会欠席の「正当な理由」を以下のように定める。 (1) 緊急対応を要する用件(緊急手術など突発的に発生した診療業務など) (2) 評議員会より優先度が高いと考えられる用件(重要な会議など) * 予定手術や通常外来診療など予定変更可能なものは「正当な理由」とは認められない</p>	<p>3) 社員総会欠席の「正当な理由」を以下のように定める。 (1) 緊急対応を要する用件(緊急手術など突発的に発生した診療業務など) (2) 社員総会より優先度が高いと考えられる用件(重要な会議など) * 予定手術や通常外来診療など予定変更可能なものは「正当な理由」とは認められない</p>
<p>(理事の選任) 第4条 1 3.</p>	<p>候補者が領域別定数を超えたときは不完全連記による投票で選出する。得票数が同票の場合は、評議員会で抽選により当選者を選出する。</p>	<p>候補者が領域別定数を超えたときは不完全連記による投票で選出する。得票数が同票の場合は、定時社員総会で抽選により当選者を選出する。</p>
<p>(理事の選任) 第4条 1 4.</p>	<p>5) 上記以外の臨床系領域 1名 6) 病理領域 1名</p>	<p>5) 病理領域 1名 6) 上記以外の臨床系領域 1名</p>
<p>(理事の選任) 第4条 1 5.</p>	<p>理事の任期は選出された年の定時総会終了翌日から次々期定時総会終了日までの2年間とし、連続して2期まで務めることができる。</p>	<p>理事の任期は選出された年の定時社員総会日翌日から2年後の定時社員総会日までの2年間とし、連続して2期まで務めることができる。</p>
<p>(監事の選任) 第5条 8.</p>	<p>得票多数のものより順次当選者を定め、得票同数のときは評議員会で抽選により当選者を選出する。候補者が定数の場合は信任投票とし、有効投票数の3分の2を獲得しなければならない。</p>	<p>得票多数のものより順次当選者を定め、得票同数のときは定時社員総会で抽選により当選者を選出する。候補者が定数の場合は信任投票とし、有効投票数の3分の2を獲得しなければならない。</p>
<p>(監事の選任) 第5条 1 1.</p>	<p>監事の任期は選出された定時総会終了翌日から次々期定時総会終了日までの2年間とし、再</p>	<p>監事の任期は選出された定時社員総会日翌日から2年後の定時社員総会日までの2年間とし、再任</p>

	任を認めない。	を認めない。
(理事長の選任) 第6条 10.	理事長の任期は選出された定時総会終了翌日から次々期定時総会終了日までの2年間とし連続再任は1回のみ認められる。	理事長の任期は選出された定時社員総会日翌日から2年後の定時社員総会日までの2年間とし、連続再任は1回のみ認められる。
(副理事長の選任) 第7条 2.	副理事長の任期は選出された定時総会終了翌日から次々期定時総会終了日までの2年間とし連続再任は1回のみ認められる。	副理事長の任期は選出された定時社員総会日翌日から2年後の定時社員総会日までの2年間とし連続再任は1回のみ認められる。
(委員会の設置) 第14条 2. 1 2)	疾患委員会 (附則7参照) ① 造血細胞移植委員会 ② 再生不良性貧血・MDS委員会 ③ 血小板委員会 ④ 止血・血栓委員会 ⑤ 白血病・リンパ腫委員会 ⑥ 組織球症委員会 ⑦ 固形腫瘍検討委員会	疾患委員会
(常設委員会) 第15条 4.	委員長ならびに副委員長の任期は2年間とし、連続再任は1回のみ認められる。	委員長ならびに副委員長の任期は選出された定時社員総会日翌日から2年後の定時社員総会日までの2年間とし、連続再任は1回のみ認められる。
(常設委員会) 第15条 8.	委員の任期は2年間とし、連続再任は1回のみ認められる。委員会業務の継続に支障がある場合は理事会の議決を経て半数を超えない委員の連続2回までの再任が認められる。	委員の任期は選出された定時社員総会日翌日から2年後の定時総会日までの2年間とし、連続再任は1回のみ認められる。委員会業務の継続に支障がある場合は理事会の議決を経て半数を超えない委員の連続2回までの再任が認められる。
(疾患委員会) 第16条	委員は、原則として評議員の中から公募し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。 2. 委員は疾患委員会を2つまで兼任できるものとする。別の委員会の兼任は問わない。 3. 委員の任期は2年間とし、連続再任は2回まで認められる。 4. 委員長ならびに副委員長は委員の中から委員会規程によって選任され理事長により委嘱される。 5. 委員長ならびに副委員長の任期は選出された日から次々期定時総会終了日までの2年間とし、連続再任は2回まで認められる。	疾患委員会の中に以下の小委員会を置く (附則7参照)。 ① 造血細胞移植委員会 ② 再生不良性貧血・MDS委員会 ③ 血小板委員会 ④ 止血・血栓委員会 ⑤ 白血病・リンパ腫委員会 ⑥ 組織球症委員会 ⑦ 固形腫瘍検討委員会 2. 委員は、原則として評議員の中から公募し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。 3. 委員は小委員会を2つまで兼任できるものとする。別の委員会の兼任は問わない。 4. 委員の任期は選出された定時社員総会日翌日から2年後の定時社員総会日までの2年間とし、連続再任は2回まで認められる。 5. 委員長ならびに副委員長は委員の中から委員

		会規程によって選任され理事長により委嘱される。 6. 委員長ならびに副委員長の任期は選出された定時社員総会日翌日から2年後の定時社員総会終了日までの2年間とし、連続再任は2回まで認められる。
<附則> 7.	疾患委員会は NPO 学会での当該疾患委員会の業務を継承する。	①から⑥の小委員会は NPO 学会での当該疾患委員会の業務を継承する。
<附則> 9.		平成 27 年度に就任した評議員及び委員会委員の任期を平成 27 年 11 月 29 日から平成 30 年度定時総会終了日までとする。

11. 学術賞応募公示の件

議長より、本年度も例年通り学術賞応募について公示することが確認された。

12. 日本医学会評議員、連絡委員、医学用語委員、医学用語代委員選任の件

議長より、日本医学会評議員、連絡委員、医学用語委員、医学用語代委員の選任について、議場に意見が求められ、討議がなされた後、4名が選任された。

13. マイナンバー業務の学会支援機構への委託の件

議長より、マイナンバー業務の学会支援機構への委託することが提案され、議場にその承認が求められたところ、全員異議なく承認された。

14. AYA 世代がん対策に関するアンケート調査への協力に関する件

堀部学術・調査委員長より、資料をもとに、AYA 世代がん対策に関するアンケート調査について説明がなされ、本会の小児血液・がん専門医・暫定指導医、小児がん認定外科医へ、アンケート調査への協力を依頼することについて、議場に承認が求められたところ、全員異議なく承認された。

15. 日本小児血液・がん学会雑誌製作契約書改訂の件

田中学会誌編集委員長より、学会誌のオンラインジャーナル化による経費の減少について説明がなされた後、日本小児血液・がん学会雑誌製作契約書の改訂（案）が示され、議場にその承認が求められたところ、全員異議なく承認された。

16. 投稿・執筆規定に含まれる倫理審査項目に関する件

田中学会誌編集委員長より、日本小児血液・がん学会雑誌論文審査用紙の項目 5「臨床研究の場合、倫理上とくに問題はないか」の文言について、議場に意見が求められたところ、討議がなされ、「倫理上とくに問題はないか」へ修正することとなった。

さらに、英文論文の取り扱いに関する項目を投稿・執筆規定に追記する件について、議場に意見が求められたところ、委員会にて項目内容を検討することとなった。

17. 疾患登録研究計画書改訂の件

堀部学術・調査委員長より、本会の疾患登録研究計画書改訂（案）が示され、過年度診断例の登録の追加を2年後までしか認めないこととする変更点が説明され、議場にその承認が求められたところ、全員異議なく承認された。

また、インフォームド・コンセントは受けないが、ホームページ上やポスター等で、本研究についての周知の努力をする必要があることが確認された。

さらに、疾患登録説明用のポスターを作成し、本会ホームページからダウンロードできるようにすることが報告された。

18. 入会申請者承認の件

真部庶務・財務委員長より、正会員10名の入会申請者が示され、議場にその承認が求められたところ、全員異議なく承認された。

19. 2015年度決算承認の件

真部庶務・財務委員長より、2015年度決算書類が示され、議場にその承認が求められたところ、全員異議なく承認された。

Ⅲ. 報告事項

1. 庶務報告

真部庶務・財務委員長より、資料をもとに、会員状況について報告がなされた。

2. 庶務・財務委員会報告

真部庶務・財務委員長より、資料をもとに、2015年度会費納入状況について報告がなされた。全体の入金率は63.2%であり、未納分は引き続き入金されるものとみている。

3. 評議員等資格審査委員会報告

木下評議員等資格審査委員長より、評議員資格喪失に関する通知が示され、通知がなされたことが報告された。

4. 利益相反委員会報告

田中利益相反委員長より、役員・委員の利益相反申告回答状況が報告された。

現在、対象者94名中、75名から申告書が回収できている。

5. 診療ガイドライン委員会報告

小野診療ガイドライン委員長より、資料をもとに、診療ガイドラインを医療従事者のみでなく患者・患者家族へも広報すべきかどうかについて、議場に意見が求められたところ、広報委員会と診療ガイドライン委員会にて再度検討することとなった。

また、ガイドラインの発行、日本癌治療学会との連携体制について報告がなされた。

6. 研究審査委員会報告

上條研究審査委員長より、研究審査委員会委員（案）・内規（案）が示され、議場にその承認が求められたところ、異議なく承認された。

また、資料をもとに、臨床研究倫理審査状況が報告された。残り3つの研究審査で、前委員会の業務は終了する予定である。

7. 疾患委員会報告

足立疾患委員長より、小児慢性疾患WGメンバーについて報告がなされた。WGメンバーには、疾患委員会委員の就任も依頼することとなった。

8. 教育・研修委員会報告

大植教育・研修委員長より、資料をもとに、2016年度の教育セミナー開催予定について、報告がなされた。

9. 専門医制度委員会報告

小野専門医制度副委員長より、小児血液・がん専門医研修施設・小児がん認定外科医の資格更新申請について、現在審議中であることが報告された。

また、日本がん治療認定医機構の暫定教育医制度が2018年3月31日をもって廃止となることについて、暫定教育医資格を利用して本会小児がん認定外科医資格を取得した先生は、暫定教育医制度廃止時には、がん治療認定医資格を取得しなければ、小児がん認定外科医資格を喪失することが報告された。

さらに専門医制度整備基準については、6月を目途に作成を進めていることが報告された。

10. 保険診療委員会報告

今泉保険診療委員長より、資料をもとに、平成28年度保険改訂における小児血液・がん診療関連事項について、以下のとおり報告がなされた。

1) 質の高いがん医療に関するもの

- ①小児がん拠点病院加算（750点）の新設（A232）
- ②外来がん患者在宅連携指導料（500点）の新設

2) 小児慢性特定疾病・小児入院医療管理料に関するもの

- ①小児慢性特定疾病患者に対する小児入院管理料の算定年齢の引き上げ（15歳→20歳未満）
- ②小児科療養指導料の引き上げ（250→270点）と対象拡大（小児慢性特定疾病も対象）
- ③小児入院医療管理料の3,4,5について重症児受入体制加算の新設（1日につき200点）

3) 小児加算に関するもの

①生体検査料の小児加算の引き上げ：

新生児：60→80%、乳幼児（3歳未満）：30→50%、幼児（3歳～6歳未満）：15→30%

②エックス線診断料の小児加算の引き上げ（E002）

新生児：30→80%、乳幼児（3歳未満）：15→50%、幼児（3歳～6歳未満）：30%（新設）

③核医学診断料・シンチグラムの小児加算の引き上げ（E100）

新生児：30→80%、乳幼児（3歳未満）：15→50%、幼児（3歳～6歳未満）：30%（新設）

④小児放射線治療加算の引き上げ

新生児：60→80%、乳幼児（3歳未満）：30→50%、幼児（3歳～6歳未満）：10→20%

4) 先進医療からの保険導入に関するもの

- ①重粒子線治療（新設、150,000点）：切除非適応の骨軟部腫瘍
- ②陽子線治療（施設、150,000点）：小児腫瘍（限局性の固形悪性腫瘍）

5) その他

①胸壁悪性腫瘍摘出術（胸壁形成手術を併施）の引き上げ（47,860→56,000点）

②在宅自己注射管理指導料点数の増加（C101）

2 1以外の場合 イ月27回以下の場合：650点；ロ月28回以上の場合：750点

「2 1以外の場合」は難病外来指導管理料との併算定が可能

③アナクトC（活性化プロテインC）、アンチトロンビンのDPC外出し

11. 国際委員会報告

堀国際委員長より、10月28日開催のKSPHO学術集会へ、本会より招待者2名を推薦するよう依頼があったため、詳細が確定次第、会員へ公募することが報告された。

また、KSPHO理事長がKoo先生からLiu先生へ交代することが報告された。

さらに、PBCの抄録に関しては、Wileyに確認中であることが報告された。

12. 緩和ケア等事業委員会報告

堀部緩和ケア等事業委員長より、資料をもとに、2015年度事業実績報告、2016年度事業実施計画、2016年度緩和ケア研修会開催予定について報告がなされた。

また、本事業については、2016年度を最後に厚生労働省からの委託が終了し、事業は日本緩和医療学会に引き継がれることが報告された。

さらに、2017年度から本会へ委託する新しい事業を申請するよう厚生労働省から打診があったことが報告され、緩和ケア等事業委員会にて新規委託事業を検討することとなった。

議場より、以下の事業（案）が提案された。

- ・長期フォローアップコーディネータ育成研修会
- ・看護師のための研修会

13. 第58回学術集会準備状況報告

黒田会長より、資料をもとに、第58回学術集会準備状況について以下の報告がなされた。

- ・12月15日（木）朝から12月17日（土）夕方まで開催
- ・12月16日（金）に社員総会予定
- ・行政等を盛り込んだパネルについて、理事会より招待者を提案してほしい。
- ・使用する会場規模が確定

14. 第59回学術集会準備状況報告

石井次期会長より、第59回学術集会準備状況について、以下の報告がなされた。

- ・11月9日（木）～11月11日（土）開催
- ・ポスターを作成

- ・国際交流会日程について決定

15. 第 60 回学術集会準備状況報告

細井次々期会長より、第 60 回学術集会準備状況について、以下の報告がなされた。

- ・学術集会は 11 月 14 日～16 日開催
- ・ 11 月 15 日～16 日に SIOP 開催
- ・ 11 月 16 日に IPSO 開催

16. 社員総会決議事項の件

議長より、本年度の名誉会員・評議員・会長の選任時期について、議場に意見が求められたところ、討議がなされ、名誉会員及び評議員は来年 6 月の次期定時総会にて選任・報告することとし、会長は例年通り理事会にて選任し、12 月の臨時総会にて報告することとなった。

議長は、以上をもって本日の議案の審議を全て終了した旨を述べ、閉会を宣した。